

## 十二卷本『正法眼蔵』本文の成立時期について

石 井 清 純

### はじめに

十二卷本『正法眼蔵』の書写は、種々の写本の懷井の識語によれば、その多くが道元禪師没後の、建長七年の夏安居中に行なわれていることが知れる。<sup>(1)</sup>それは、懷井・義雲・義演等の手になるものなのであるが、「三時業」の巻を除いて、<sup>(2)</sup>みな禪師滅後に行なわれたものなのである。

なおかつそれは、多く禪師の推敲修訂を経ることのない草案本であり、また示衆奥書に關しても、「袈裟功德」と「発菩提心」以外には、これを見出だすことができないのである。しかもこの二巻は、内容および表題の類似する、「伝衣」および七十五巻本「発菩提心（発無上心）」と、それぞれ同日の示衆を記しているものであって、十二巻本に見られる内容が、その当日に大衆に示されたとは考えにくいものである。唯一その撰述年月日が独自に示される「八大人覺」にし

ても、それは「建長五年正月六日、書于永平寺」（大久保道舟博士編『道元禪師全集』上・七二六頁）とあって、示衆の記録は見られないのである。

しかし、本論の目的は、示衆の有無およびその形態を論じることではない。少なくとも、禪師の手によって起こされた本文が存在する以上、そこにはどのような形にしる、対象に向かつて、自己の意識を示す意図が存在したことは確実と考えるからである。<sup>(3)</sup>ここで問題なのは、それがいったいいつごろ成立せしめられたのかということである。

筆者は、先に「道元撰新草十二巻本『正法眼蔵』の性格について」（財団法人松ヶ岡文庫研究年報『第五号、一九九一年三月』）と題した論考において、『永平広録』上堂との内容的関連から、かなり大雑把ではあるが、その時期について論及したことがある。それは主に、十二巻本系諸巻の撰述は、建長二年の、波多野氏による永平寺への大蔵經寄進以降のこと

はなかったのか、というものであった。

本論は、その内容を受ける形で、十二巻本『正法眼蔵』に収録される個々の巻について、その成立時期を絞り込むことを目的としたものである。

それに際して一言申し添えたいのは、これを、十二巻本という一つの体系の成立として捉えるものではないということである。ここではあくまで、それぞれの本文内容がどのような過程で成立したかという興味に限定して考察を進めて行くことにしたい。

一

まず最初に、十二巻本全体から見た撰述時期の幅について考えてみることにする。

最も広い範囲で見れば、それは「袈裟功德」の示衆奥書を信用するかぎりにおいて、仁治元年（一二四〇）開冬日から、「八大人覚」の書された建長五年（一二五三）一月六日まで、および十二年四カ月間となる。そのように考えると、それは当然のごとく、禅師が最も精力的に仮名「正法眼蔵」の示衆撰述を行なっていた時期とも一致することになり。十二巻本の撰述は、その他の諸巻と同時並列して行なわれていたことになる。

河村孝道博士は、『正法眼蔵の成立史的研究』（一九八七年、

十二巻本『正法眼蔵』本文の成立時期について（石井）

春秋社）第二章「『正法眼蔵』親輯試論」において、道元禅師の『正法眼蔵』編集は、始めに暫定的結集本として六十巻本が存在し、そこから第一義諦としての七十五巻本と、第二義門の十二巻本が編集されたときれるが、これは、十二巻本と七十五巻本とを並立させるこの解釈に基づいたものと言えるであろう。

しかしながら、先にも述べたように「袈裟功德」の示衆年月日は「伝衣」のそれと同日であり、またこの両者は、その内容的類似性から、後者は前者を、禅師の置かれた立場や環境等の種々の要請によって書き換えられたものではないかとの指摘も存在する。<sup>(4)</sup>なおかつ十二巻本は、その内容的な連関性から、かなり短期間に集中的に撰述された可能性が高く、これらの点で、「八大人覚」の奥書に基づく終了時期はともかく、少なくともその撰述の開始を入越以前に設定しうる可能性は極めて薄いと思われる。

そこで次に考えられるものが、開始時期を七十五巻本の第七十五番目に位置する「出家」の巻の示衆、即ち寛元四年（一二四六）九月十五日以降に設定することである。

これは、二十八巻本『秘密正法眼蔵』後冊の識語に、「右出家後御龍草本、以之可書改之、仍可破之」<sup>(5)</sup>（『永平正法眼蔵蒐書大成』巻一、九五三頁下段）とあり、この「龍草」を「出家功德」と解釈することにより、その撰述が「出家」の

卷の再治修訂として行なわれたと解釈できることによるのである。杉尾玄有氏は、「道元の自己透脱の御生涯と『正法眼蔵』の進化」（『宗学研究』第二七号、一九八五年）において、この「出家」の卷の破棄という表現から、禪師の『正法眼蔵』撰述は、この卷を「出家功德」に書き改めることから、十二卷本へと連なり、それ以降、旧草が順次書き改められつつ接続され、百卷が成立してゆくはずだったのではないかと推測されている。

これはさらに、「出家」の卷冒頭の『禅苑清規』卷一受戒章よりの引用文およびその拈提が、「出家功德」と「受戒」の卷のそれぞれの主題に則って分割されていることによっても裏付けられる。

以上により、「出家功德」および「受戒」の両卷は、寛元四年の「出家」の卷を「書き改め」ることによって成立したことはまず間違いなく、その点で、それを第一に置く十二卷本『正法眼蔵』諸卷の成立も、これ以降に限定できるのではないかと考えられるのである。

ただし筆者は、杉尾氏の言われたように、「出家」の卷が消え去るはずのものであったとは考えない。その理由の一つは、その「書き改め」に際して、禪師があえて卷の名称を、「功德」の文字を付加することによって変更していることによる。

禪師が一度示衆された卷に修訂を施しつつ再示衆をする場合、「大悟」や「洗面」等の卷においては、けっしてその卷名は変更されていないのであって、そのことから考えれば、この両卷の間には、ある程度の目的意識の違いが存在したと解釈できるのである。

さらに、この秘密本における懷舛の識語が、その記録形態などから、道元禪師の意向をどれほど忠実に反映したものであるのかが判断し難いこともその解釈に従うことを躊躇する要因と言えよう。<sup>(6)</sup>

さて、ともかくも、編集論は別として、これをもって十二卷本諸卷の本文成立の最も早い時期を設定しえたのであるが、『永平広録』上堂や、あるいはその他の著述類から、これをさらに晩年に設定することも可能なのである。柴田道賢氏は「正法眼蔵の編集について——特に道元禪師の親集を中心として——」（『宗教学論集』第六輯、一九七三年三月）において、まずその撰述の動機を、宝治元年（一二四七）の鎌倉行化の不成功に置き、具体的な成立は、『永平広録』卷五・第三八一上堂にて説かれる、福増長者の出家功德の因縁と「出家功德」の卷とを関連づけて、その上堂の行なわれた建長二年六月頃の撰述とされる。<sup>(7)</sup>そして、またこれを、經典を多用するという引用形態から、同じ建長二年の、波多野義重の永平寺への大蔵経の奉納との関連も示唆されているのである。

先に示した拙論は、この柴田氏の意見と極めて近いものといえる。<sup>(8)</sup>したがって、以下では、これを多く意識しつつ、さらに個々の巻について、その成立年次を具体的に考察してゆく形を取ることにしたい。

## 二

以下に、巻次を追って考察を進めてゆくことにする。

### ①出家功德

この巻は、先にも少し触れたように、「受戒」の巻と共に、「出家」の巻より分割増訂されたものと考えられる。よってその成立は、「出家」の巻が示衆された寛元四年九月十五日以降ということになる。

さらに『永平広録』巻五・第三八一上堂との関連で見れば、その年代はさらに下ることになる。

この長文の上堂は、先にも示したように、既に引用經典の点からの「出家功德」との深い関連が指摘されているものである。これに対応する「出家功德」の巻の内容は、『賢愚因縁経』巻四「出家功德戸利苾提品」よりの、出家の功德無量なることを示す引用の後に「世尊あきらかに功德の量をしろしめして、かくのごとく校量します。福増これをききて、一百二十歳の耄及なれども、しひて出家受戒し、少年の

席末につらなりて修練し、大阿羅漢となれり」(大久保道舟博士編『道元禅師全集』上巻・六〇七頁)<sup>(9)</sup>というものである。この福増出家の因縁を、第三八一上堂では、同じ『賢愚因縁経』巻四からの引用を以て極めて詳細に示しているのであって、これによって前者が後者を踏まえつつ行なわれた可能性が示唆されるのである。

『永平広録』に収録される上堂は、仮名『正法眼蔵』諸巻と違い、大衆に口頭で示された後、即座に文章化されたとは考えにくい。語録編集の慣例から言えば、その成文化は禅師没後の可能性が高いのであるが、この上堂のような長文の引用を有するものに関しては、上堂に当たっての下書きが存在したことが予想される。従って、上堂の後、継続的に大衆に示されることはなくとも、禅師自身の「出家功德」執筆に際し、手元に存在したそれを参考にしたことは十分考えられることである。その点で、「出家功德」の本文成立をこの上堂の後と推測される柴田道賢氏の説は妥当なものと言えよう。ただし、柴田氏は、それを建長二年五月頃とされるが、伊藤秀憲氏「『永平広録』説示年代考」(『駒沢大学仏教学部論集』第一二号、一九七五年一〇月)によれば、それは同年七月初後<sup>(10)</sup>である。

因みに、寺田透氏・水野弥穂子氏校注『日本思想大系13 道元(下)』(岩波書店、一九七二年二月)の巻末出典一覧では、

「出家功德」のこの一節の出典を『永平広録』のこの第三八一上堂とされ、この巻の成立に同様の解釈を示されている。<sup>(11)</sup>

以上のように見れば、「出家功德」は、寛元四年の「出家」の巻の示衆の後、約四年を経て成立したと解釈できるのである。

次にもう二例、建長年間に行なわれた上堂で、この巻と関連するものを示しておくことにする。

○巻六・第四三〇上堂（建長三年四月下旬から五月中）

二十五有に流転する際、もつとも得がたき事あり。いわゆる、生れて仏法に値うなり。既に仏法に遇えども、菩提心を発すこと、またもつとも難し。既に仏法を得れども、親を捨てて出家すること、またもつとも得がたし。既に親を捨てて出家すること、またもつとも難し。また六親を引導して仏道に入らしむること、またもつとも難し。<sup>(9)</sup>（鏡島元隆博士校注、春秋社刊『道元禪師全集』巻四・一五頁）

この上堂では、人間の生涯で「もつとも得難きこと」が列挙されているが、このうち「菩提心を発すること」以外は、みな「出家功德」の巻の次の一節に述べられるものである。

すでにうけがたき人身をうけたるのみにあらず、あひがたき仏法にあひたてまつれり。いそぎ諸縁を抛捨し、すみやかに出家学道すべし。（上・六一六）

また、さらにこの上堂のこの後の内容も、『普燈録』巻一慧能章より、五祖下における得法の後に六祖慧能が親を捨て

て出家した因縁を引き、それを賛嘆するものとなっており、「出家功德」の巻を予想するに十分な内容といえる。

まずこれをもって、「出家功德」は、建長二年秋頃から翌三年にかけて、その本文が形成されていったものと考えられるのであるが、以上に示したものは別に、これと同様、今の世に人身を受けた幸を述べる上堂が、数多く指摘できるのである。

それはまず、第三八一上堂の直後に続く第三八三上堂と、<sup>(12)</sup>建長三年九月に行なわれた「仏祖の大道を参学するに、人道これ最れたり。三州これ機なり、畜生間まにあり」（巻四・四五）という書き出して始まる、巻六・第四五七上堂である。またさらに、建長四年三月の、巻七・第四九一上堂冒頭にも「流転生死の中に、如来の出世に遇う、最第一の果報なり。…（中略）…正法・像法に値わずといえども、なお仏法未滅の末法に生れ値う、これ則ち世の憂曇華、人の芬陀利華なり。輪王に比せず、北州に比せず。既に遇い逢うことを得たり、もつとも真実に修行弁道すべきの時なり。先達の覓むるところは、ただ正見のみなり」（巻四・七三）という記述が存在するのである。この末尾は、邪見を排斥すべきことを多く述べる「四禪比丘」等にも関連するものともいえるが、ともかく、第三八一上堂以降、内容的に類似する上堂が定期的に行なわれているのである。そして最も注目すべきは、それ

が、最終的には、十二巻本の末尾を結ぶ「八大人覺」の巻へと連なっていることである。それは「八大人覺」の次の一節に明らかである。

仏法にあひたてまつること、無量劫にかたし。人身をうることまたかたし。たとひ人身をうくるといへども、三州の人身よし。そのなかに南州の人身すぐれたり、見仏聞法、出家得道するゆゑなり。(上・七二五―六)

以上から考えるに、「出家功德」の本文は、その成立段階で、既に「八大人覺」までを意識しつつ形成されていた可能性を指摘できるのである。

またその他、第四三〇上堂で、「出家功德」の内容に該当しなかった「菩提心」の記述は、当然「発菩提心」の巻との関連を予想させるものであり、巻の内容から見れば、「六親を引導して仏道に入らしむること」も、同じく「発菩提心」を意識したものと解釈することも可能となろう。

ただし、ここで「菩提心を発す」ことと「出家すること」の順序が逆となっているが、これは、この記述の後に引かれる六祖の出家に至る経緯の特殊事情に合わせたためと考えられ、<sup>(13)</sup>基本的には「仏法を得る」ことは「出家」の後に位置するものと考えて問題ないと思われる。

またもうひとつ、この上堂では、長文の引用が、門鶴本において、一箇所を除いて完全に原典と一致することが指摘さ

れている。<sup>(14)</sup>その一箇所とは「見性」の語であって、これが「仏性」に置き換えられているのである。これは見性の語の存在ゆえに『六祖壇経』を偽経として退ける「四禅比丘」の内容を意識したものと解釈でき、その点で、この上堂が行なわれる以前に「四禅比丘」の巻が成立していた可能性を示すものと言えるのである。

十二巻本という体系の成立については、また稿を改めて論及する所存であるが、ここで大胆な憶測が許されれば、以上のことから、建長二年秋から三年にかけて、「出家功德」の巻の成立とほぼ同時期に、十二巻本体全の骨子が形成されていたとも推測できるのではないかと思われるのである。

ただし、全巻の内容のすべてがこの時期に集中して成立したとは考えられない。また、本文成立がこの時期であったとしても、そこに至るまでの間に、禅師において、撰述に至る準備段階の存在した可能性も指摘できるのである。

これは、この「出家功德」の巻が、書写段階において、懷井によって「草案」(秘密本奥書)とされたものであるということにもよる。即ち、本文の内容は、懷井にとっても、けっして確定されたものではなかったということになるのである。このことについては、他の巻についての考察の後に再び触れることにする。

## ②受戒

次に「受戒」の巻であるが、これについては、『永平広録』上堂との具体的関連性は見出だせなかった。唯一その成立年次を予想できるのは、「洗面」の巻との内容的関連である。以下にその対応部分を示してみる。

### 「受戒」

その応受菩薩戒の儀、ひさしく仏祖の堂奥に参学するものかならず正伝す、疏忽のともがらのうるところにあらず。その儀は、かならず祖師を焼香礼拝し、応受菩薩戒を求請するなり。すでに聴許せられて、沐浴清浄にして、新浄の衣服を著し、あるいは衣服を浣洗して、華を散じ、香をたき、礼拝恭敬して、その身に著す。あまねく形像を礼拝し、三宝を礼拝し、尊宿を礼拝し、諸障を除去し、身心清浄なることをうべし。その儀、ひさしく仏祖の堂奥に正伝せり。（上・六二〇）

### 「洗面」（乾坤院本）

仏法僧を供養したてまつらんとするには、もろもろの香をとりきたりては、まづみづからが両手をあらひ、嗽口洗面して、きよきころもを著し、きよき盤に浄水をうけて、この香をあらひきよめ、しかうしてのちに仏法僧の境界には供養したてまつるなり。（上・四二七）

ここにあって乾坤院本の「洗面」の巻を挙げたのは、それが建長二年の一月十一日の第三回目の示衆に際しての修訂の跡形を残していると思われるからである。そして「受戒」の

巻の菩薩戒を受けるに際しての三宝供養の作法と、「洗面」の巻のそれとは完全に一致する。

その中でも、特に注目されるのは、衣服に関する記述である。これは建長二年の示衆にいたって始めて挿入されたものなのであるが、その部分が一致しているということは、「受戒」の巻が「洗面」の巻の修訂作業を踏まえつつ成立したものであることを示していると考えられるのである。よって、「受戒」の巻の成立は、建長二年一月以降ということになるであろう。

ただし先にも述べたように、「受戒」の巻は「出家功德」の巻と共に「出家」の巻から分割修訂されたものと解されるのであるから、実際は「洗面」の巻の示衆後、若干の期間を置いての成立と思われる。しかし、この時点で、「受戒」撰述の構想が存在した可能性は、かなり高いと考えられよう。

その他にも、この部分の記述は、「受戒」巻とは別に、三宝供養を述べるものとして、「帰依仏法僧宝」の巻と、また先程問題とした乾坤院本独自の内容は、それに続く阿那婆達池の喩えと共に「袈裟功德」と関連してくる。その意味から、この「洗面」の巻の異例の第三示衆は、十二巻本の撰述時期と交錯しつつ、その性格に以外に深く関わっているのではないかとも思われるのである。

### ③袈裟功德

この巻は、洞雲寺本に「ときに仁治元年庚子開冬日在觀音導利興聖宝林寺示衆」(『永平正法眼藏蒐書大成』卷六・四〇八頁下段(九頁上段))という示衆奥書が存在する。しかしこれは、内容的に極めて類似した、旧草の「伝衣」の巻と同日の示衆を記すものであつて、これがそのまま「袈裟功德」の巻の示衆日であるとは考えにくい。水野弥穂子氏も「伝衣から袈裟功德へ」(『宗学研究』第三一号、一九八九年三月)において、旧草の「伝衣」が、禪師の修訂を経て「袈裟功德」となつたとされ、その作業の方向性を具体的に考察されている。そしてそこから、水野氏はこの修訂の契機の一つに、建長二年の波多野氏による大蔵經の安置を挙げられている。これは実に興味深い御指摘といえる。そこで以下では、その修訂傾向を中心にして、成立時期を考察する方向で論じてみることにしたい。

水野氏が具体的に指摘される修訂傾向は、

- ①一般の日常生活に具体性を持たない内容の削除。
- ②袈裟の体色量が具体的に文献を以て証明される。

という二点であるが、私見によれば、これはじつに「洗面」の巻の二系統の写本の、本文の相違と極めて類似しているのである。

この二系統の写本は、内容的に対校を許さないほどの異同

を有しているのであるが、ここで注目すべきは、この両者の示衆年代が確定できることである。すなわち奥書から見れば、洞雲寺本は、寛元元年十月二十日に吉峰寺にて行なわれた第二回目の示衆の際に用いられた本文であり、乾坤院本は、その後、建長二年一月十一日の永平寺における第三回目の示衆の際に成立したものである。即ち、この両者の相違は、重示衆の後の、道元禪師の本文再治修訂の跡形を示したものであること<sup>(16)</sup>になるのである。

「洗面」の巻の最初の示衆は延応元年(一二三九)十月二十三日であり、「伝衣」の巻の示衆は、入越以前の仁治元年(一二四〇)冬であつてどちらも興聖寺において行なわれたものである。そしてこの両者の修訂作業が、極めて類似した方向性を持って行なわれているということは、それがかなり近い時期に行なわれたものであることを予想させるに充分なものとさえいえる。

その他にも「袈裟功德」と「洗面」の巻との関連は、具体的な文章表現においても指摘できる。それは前項において触れた「着衣の浣洗」の記述と、それに続く次の記述である。

ねがはくは摩黎山の梅檀香を、阿那婆達池の八功德水してあらひて、三宝に供養したてまつらんことを。(上・四二七)

この阿那婆達池の例示は、乾坤院本において突然に現われるものなのであるが、洗浣する対象こそ、「香」と「袈裟



(糞掃衣)」と相違してはいるものの、これと同様の表現が「袈裟功德」の巻にも見受けられるのである。それは次のようなものである。

糞掃衣は、むかし阿耨達池にして浣洗せしに、龍王讚歎、雨華  
禮拜しき(上・六二九)

このように、両者間に極めて類似した表現が存在するといふことは、これらの修訂作業が、ある程度近い時期に行なわれたものであることの一応の目安となるのではないであろうか。すなわちそれは、建長二年の春頃と推測できるのである。

しかしそうであるとすれば、「袈裟功德」の修訂については確定しないながらも、少なくとも「洗面」の巻の第三示衆に現われてくる經典偏重の姿勢は、若干ではあるが、波多野氏による大蔵経の安置の時期に先立つものであることになるのである。

これによれば、先の水野氏の推測は成立しないようにも思われる。もつとも「袈裟功德」の巻は、懷井の識語による限り、「草案」であって、当然その後にも禅師の手の入り続けた可能性が高く、一概に大蔵経安置との因果関係を否定し去ることもできないと思われる。筆者も先に述べたように、「四禅比丘」の巻について、この撰述の契機の一つに大蔵経の安置を設定したのであるが、ただし、それを十二卷本全体の撰

述契機として、あまりに重要視することには注意しなければならぬといえよう。

さて、以上の本文修訂の傾向から、「洗面」の巻の第三回目の示衆との関連において、一応の成立年代を推定しはしたのであるが、実際にそれを具体的に絞り込んだとは言い難い。ただ、先に述べた「出家功德」・「受戒」の両巻と、程遠くない撰述である可能性は指摘しえたと考える。

#### ④ 発菩提心

この巻も、「袈裟功德」同様、示衆奥書の存在するものである。しかしこれについても、乾坤院七十五卷本「発菩提心(発無上心)」との同日示衆であるうえ、その示衆奥書が、唯一、玄透即中開版の九十五卷本にのみ見られるものであることを考えれば、それがそのまま、この巻の示衆日である可能性は極めて少ないといえる。

その上、この巻に関しては、内容的に先の「伝衣」と「袈裟功德」のような、後者が前者の修訂の上に成立したというような関係は見出しえない。むしろ、それは別の目的の下に、新たに書き下したものと印象を受けるものである。<sup>(18)</sup>従って、ここでは十二卷本「発菩提心」の成立を考察するに、七十五卷本の「発菩提心(発無上心)」の巻の存在は一応無視してこれを進めて行くことにする。

さて、この巻の内容と最も深く関連してくると思われるのは、建長三年秋の『永平広録』巻六・第四四六上堂である。それは極めて長文であるが、抜粋して示せば次のようなものである。

上堂。仏と謂い祖と謂う、混雜することを得ず。仏と謂うは七仏なり。七仏というは、莊嚴劫の中に三仏あり、謂わく、毘婆尸仏・尸棄仏・毘舍浮仏なり。賢劫の中に四仏あり、謂わく、拘樓孫仏・拘那含牟尼仏・迦葉仏・釈迦牟尼仏なり。この外にさらに仏と称することなし。然る所以は、毘婆尸仏に附法蔵の遺弟多くありといえども、俱に祖師と称し、あるいは菩薩と称す、未だ曾て乱りに仏世尊と称することあらず。必定、尸棄仏の出世に至つて仏と称す。行滿ち、劫滿つる所以なり。乃至、尸棄・毘舍浮等の仏の後、正法・像法の時、亦復たかくのごとし。…(引用文省略)…この徳を具するといえども、未だ称して仏とせず。況や澆季にまったく一徳なきの輩、猥りがわしく吾これ仏と称す、あに謗仏・謗法・謗僧を免れんや。大愚癡なり、あに三悪の中に墜墮することを免れんや。迦葉より已後、達磨に至るまで二十七世、あるいはこれ羅漢、あるいはこれ菩薩、仏世尊の正法眼蔵を伝うれども、未だ称して仏とせず。仏はこれ行滿ち作仏する所以なり。祖はこれ解備わり嗣法するなり。仏果、菩提、猥りに成ずることを得ず。この道理を明らかに、実にこれ仏祖の嫡子なり。(巻四・三三〇九)

この上堂については、以前にも「四禪比丘」との関連で触れたことがあるが(前掲『松ヶ岡文庫研究年報』第五号所収

十二卷本『正法眼蔵』本文の成立時期について(石井)

拙論)、「仏」と「菩薩」との相違を明確にすべきことをその主題としたものである。そしてここでは、「仏」とは釈迦牟尼仏までの過去七仏のみに限定され、迦葉尊者以降は、すべて「菩薩」あるいは「祖師」と定義されている。これは仏祖正伝の仏法を標榜する禅師にとって、特例とも言えるものであるが、この上堂の主旨と全く同じ表現が、次に示すように、この「発菩提心」の巻に見受けられるのである。

あきらかにしるべし、仏祖の学道、かならず菩提心を発悟するをさきとせりといふこと、これすなはち仏祖の常法なり。発悟すといふは暁了なり、これ大覚にはあらず。たとひ十地を頓証せるも、なほこれ菩薩なり。西天二十八祖・唐土六祖等、および諸大祖師は、これ菩薩なり、ほとけにあらず、声聞・辟支仏等にあらず。(上・六四九)

この両者の内容は、明らかに前者が具体的説明的であると見える。そうであるとすれば、「発菩提心」の巻の撰述は、この第四四六上堂を踏まえつつ、その後、即ち建長三年の秋以降に成立したことになるう。

しかし、その他の上堂との関連で見ると、一概にそうとも言えない要素も存在するのである。それは、次に示す巻五・第三二三上堂である。

上堂。古人道く、「即心即仏」と。而今、会するもの得ること少なし。即心と道うといえども、これ、五識・六識・八識・九

識、および心数法等にあらす。またこれ、悉多・汗栗駄・矣栗陀等にあらす。これを除いて外に何の心あつてか即心と作すことを得ん。これ、慮知念覚・知見解会・靈靈知・昭昭了等にあらす。（巻三・二二一）

この上堂は、先の上堂に三年半先立つ、宝治三年（建長元年、一二四九）四月に行なわれたもので、「即心是仏」の「心」の定義について述べたものなのであるが、ここでは具体的にそれがどのようなものであるかは示されていない。ただそれが、「発菩提心」にも示される三心や、識覚の主体としての心ではないことが示されているのみである。その中において、特に三心が否定されることから考えれば、これは「発菩提心」の内容に反するもののように感じるのであるが、「発菩提心」における慮知念覚心の取り扱いを吟味すれば、実際には、これはその巻の次の一節に繋がるものと考えられるのである。

この慮知心にあらざれば、菩提心をおこすことあたはず。この慮知心をすなはち菩提心とするにはあらず、この慮知心をもて菩提心をおこすなり。（上・六四五）

つまるところ、この巻においても「慮知心」をそのまま「菩提心」とすることは否定されているのである。この意味から、先の第三二三上堂は、その原形を示したものと考えられよう。そしてさらに遡れば、これに類する記述は「即心是

仏」の巻に見出すことができる。それは次のようなものである。

いはゆる即心の話をききて、癡人おもはくは、衆生の慮知念覚の未発菩提心なるを、すなはち仏とすとおもへり。これはかつて正師にあはざるによりてなり。（上・四二）

ここでは、「慮知念覚」の起こらないところを「仏」とすることを批判するのであるから、これは、それをそのまま「菩提心」とすることは否定しながら、それが菩提心を発する唯一の媒体であるとする、「発菩提心」の巻の先の引用部分と矛盾するものではない。そしてこの「即心是仏」の巻は、示衆こそ延応元年（一二三九）五月二十五日であるが、それが懷昇によって書写されたのが、寛元三年（一二四五）七月十二日のことなのである。この書写が、一応の決定稿についてなされたものであるとすれば、今ここに挙げた一連の記述は、この巻の確定の後に、心のはたらきから、それを発すことの意義へと、次第にその内容が展開していった様相を示すものと言えるのではなからうか。<sup>19)</sup>

即ち、この時期が、禪師において、「発菩提心」撰述の準備段階ではないかと考えられるのである。ではそれが、いったい何時頃具体化されるかといえば、それは、やはり建長二年の夏頃のことであったものと思われるのである。それは、次に示す上堂の存在による。

○『永平広録』卷五・第三七七上堂（建長二年夏）

無上菩提は、自のためにあらず、他のためにあらず、名のためにあらず、利のためにあらず。然れども一向に専ら無上菩提を求めて精進不退なる、これを發菩提心と名づく。既にこの心現前することを得て、なお菩提のために菩提を求めざる、これはこれ真実の菩提心なり。如しこの心なくば、あに学道とせんや。当山の兄弟、一向に専ら菩提心を求めて、応に懈廢すべからず。如し未だ菩提心を得ざるものは、須く先代の仏祖に祈願すべし。また、須く修むるところの善業をもつて、菩提心に廻向して願求すべし。（卷三・二四一）

この上堂において「菩提心」は、具体的に「無上菩提を求めて精進不退なる」ことであると定義される。ここで問題は、その次の傍線部の表現である。即ちここでは、その最初の定義の上に、さらに「真実の」菩提心が設定されているのである。この「菩提のために菩提を求めざる」菩提心こそが、「發菩提心」の巻における「自未得度先度他」として展開されたものとは考えられないであろうか。

以上の三つの上堂との関連からこの巻の成立状況を推測すると、まず建長元年春から夏頃に、既にこの巻撰述の基本的構想が存在し、それが、翌二年の夏頃から具体化しつつ、最終的に建長三年秋頃に完成されたものと推測されるのである。

⑤ 供養諸仏

以上に見てきた四巻は、一様に建長年間の、しかもかなりの短期間での成立を思わせるものであった。しかし、この「供養諸仏」の巻は、それらとは若干その様相を異にしているものである。それは、この巻の内容と対応する、『永平広録』の卷二・第一八二上堂が寛元四年の七月に行なわれたものであることによる。

以下にその上堂の内容と、それに対応する「供養諸仏」の部分を一挙してみる。

○『永平広録』卷二・第一八二上堂（寛元四年七月上旬上堂）

上堂。我が本師釈迦牟尼大和尚、先世に瓦師と作る。名づけて大光明と曰う。爾の時仏あり、釈迦牟尼仏と名づく。彼の仏世尊、寿命・名号・国土・弟子・正法・像法、一えに今仏のごとし。彼の仏と弟子と、俱に瓦師の舎に至って宿る。瓦師、草座・燃燈・石蜜漿をもつて仏および比丘に施して誓願を發す。当来、五濁の世に仏と作り、仏および弟子の寿命・名号・国土・身量・正法・像法、一切みな今釈迦牟尼仏のごとくにして異ならざらん、と。その昔の願のごとく、今日仏と作り、国土・弟子、正法・像法、寿命・名号、一切みな古釈迦牟尼仏のごとし。日本国越宇、開闢永平寺沙門道元、また誓願を發す。当来五濁の世に仏と作り、仏および弟子の、国土・名号、正法・像法、身量・寿命、一えに今日の本師釈迦牟尼仏のごとくにして異ならざらん。ただ願わくは、仏法僧の三宝、天衆・

地衆、雲衆・水衆、拄杖・扠子、この願を証明せんことを。か  
くのごとくなりといえども、今釈迦牟尼仏、親しく曾て古釈迦  
牟尼仏國にあり、仏および弟子、自が舎に來り宿りしとき、一  
えに与に草座・石蜜を供養して誓願を發す。今、己にその願を  
成就せり。：（中略）：既にかくのごとく仏の所説を聞くこと  
を得れば、即ち仏身を見るなり。始めて仏身を見て、また自ら  
能く信受し、如来の慧に入るなり。況や耳に仏身を見、眼に仏  
説を聞き、ないし六処亦復たかくのごとからんには、仏の家に  
入って住し、仏のところに入って誓願を發すること、一えに昔  
の願のごとくにして異ならざるなり。（卷三・一二一～三）

## ○「供養諸仏」

『大般涅槃經』卷二二「光明遍照高貴德王品」よりの「売身  
菩薩」の引用省略

そのときの売身の菩薩は、今釈迦牟尼仏の往因なり。他經を會  
通すれば、初阿僧祇劫の最初、古釈迦牟尼仏を供養したてまつ  
りましますときなり。かのときは、瓦師なり。その名を大光明  
と稱す。古釈迦牟尼仏ならびに諸弟子に供養するに、三種の供  
養をもてす。いはゆる草座・石蜜漿・燃燈なり。そのときの發  
願にいはいく、国土・名号・寿命・弟子、一如今釈迦牟尼仏。か  
のときの發願、すでに今日成就するものなり。（上・六五八）

この第一八二上堂は、冒頭の「我が本師釈迦牟尼仏大和  
尚」から「異ならざらん」までは『大智度論』卷三（大正二  
五・八三）より引用されたものであり、釈尊が過去劫におい  
て、仏および仏弟子に供養した因縁を述べたものである。そ

してそれは、禪師が、永平寺の開創者として、それと同じ誓  
願を抱いていることへと繋がられている。

この『大智度論』からの引用文の内容が、「供養諸仏」の  
卷において、『大般涅槃經』卷二二（大正二二・四九七）にお  
ける、釈尊の過去劫における「売身供養」の引用の後に、  
「他經からの會通」（傍線部）として引き出される内容と完全  
に一致しているのである。とすれば、この「他經」とは先の  
『大智度論』を指していることになり、それが第一八二上堂  
の内容を踏まえていることは明らかである。<sup>(20)</sup>

この第一八二上堂は、引用中にも示したように、寛元四年  
七月に行なわれたものであるから、「供養諸仏」の卷も、こ  
の後さほど遠くない時期に撰述されたものと考えられるので  
はないであろうか。

また、同年の九月に行なわれた、卷三・第一九七上堂が、  
「供養諸仏」の卷において「仏法は有部すぐれたり。そのな  
かに、僧祇律もとも根本なり」（上・六六四）と評価される  
『摩訶僧祇律』十八（大正二二・三七二）よりの引用を用い、  
仏身を如何に見るべきか、という問題提起の後に「南無仏陀  
耶」（卷三・一三五）と結ばれていることも、この卷の成立  
が、この前後であったことを予想させるに充分なものと言え  
るのである。

以上の二点から、この卷が撰述された時期は、寛元四年の

秋頃と思われる。そのように考えると、「供養諸仏」の巻は、旧草七十五巻本「出家」の巻と相前後して撰述されたことになるのである。少なくとも、非常に類似した内容を有する第一八二上堂は、それに先立って行なわれていたわけで、禪師の十二巻本の構想が、その一部であるにしろ、旧草と並立していたことになるのである。

この事実は極めて重要であり、新草十二巻本とそれ以外の諸巻との位置づけを探る鍵となるものと考えられる。今はそれに具体的に触れる余裕はないが、一応これによつて、両者の目的意識の相違を見出すことができるのではないかと思われる。<sup>(21)</sup>

以上、この「供養諸仏」の巻が、以外に早い成立である可能性を指摘しえた。ただ、この時期に巻の内容が完全に確定したものとも考えにくいのである。それは、「出家功德」の項にても取り扱った、巻六・第四三〇上堂の存在による。

この上堂は、先の引用部の後に、六祖慧能の得道受戒の因縁を『普燈錄』巻一および『広燈錄』巻七よりの長文の引用をもつて、その前後の経緯をも含めて詳細に説き示しているのである。

「供養諸仏」の巻の末尾には「盧行者は昼夜にやすまず碓米供衆する、みな供養の如法なり」（上・六六六）という一節が存在するが、この表現は、この上堂を踏まえたものとも考え

られるのである。また、これは「袈裟功德」の巻の「盧行者すでに仏袈裟を正伝せり、勝躅なり」（上・六三八）とも関連して来よう。

このように、寛元四年頃の成立と考えられるものの、それが建長三年の上堂との関連を見出せるということなどをどのように捉えるか、ということになるが、これは、今は禪師の修訂作業の過程の中に理由付けることとしておきたい。もつとも、以上に示したように、この第四三〇上堂は、その他にも数多くの巻と複合的に関連しているものである、これが何を意味しているのかについては、後に触れる。

#### ⑥ 帰依仏法僧宝

次に「帰依仏法僧宝」であるが、これについては、他の著述に、その成立を推定しうる要素が見出しえなかった。今は、「受戒」の巻の「三宝を礼拝し」という記述（上・六三〇）。「受戒」の項参照）およびその部分と乾坤院本「洗面」との関連、そしてこの巻において「かれをして四果をえしむとも、一人の受三帰の功德のおほきくふかきにおよぶべからず」（上・六七〇）という一節の後の、受三帰戒の功德の詳述から、「受戒」の巻と同じ、建長二年秋頃の撰述である可能性のみを指摘しておくことにする。

### ⑦ 深信因果

この巻は、内容的に同一の公案を拠り所とする「大修行」の巻との解釈の相違に関して、種々論議の交わされてきたものである。筆者も以前に、「十二卷本『正法眼蔵』と『永平広録』——「百丈野狐」の話を中心として——」（『宗学研究』第三〇号、昭和六十三年三月）と題し、「百丈野狐」の公案を題材に、その関連性について論じたことがある。

その論考は、「深信因果」・「大修行」両巻と『永平広録』の三者の比較から、その内容を目的意識の違いに見るべきことを提起したものであったのであるが、そこにおいて、この公案より導かれる因果観は「大修行」の巻を除いて他は、ほぼ基本的に「因果歴然」とされていることを指摘しえた。今ここでは、その事実をふまえつつ、「深信因果」の巻の成立年代に的を絞って考察してみる。

さて、この「百丈野狐」の公案は、「深信因果」の巻以外に『正法眼蔵』『大修行』の巻および、『永平広録』の上堂に都合七度にわたって引用されるものであるが、その中において、特に「深信因果」の巻の内容と深く関連してくるものは、建長四年十二月以降の上堂である、巻七・第五一〇上堂である。それは先の「百丈野狐」の語の「不落因果」・「不昧因果」の解釈に関するものであるが、「深信因果」の巻において示されるそれは、次のごときものである。

不落因果は、まさしくこれ撥無因果なり、これによりて悪趣に墮す。不昧因果は、あきらかにこれ深信因果なり、これによりてきくもの悪趣を脱す。あやしむべきにあらず、うたがふべきにあらず。近代参禅学道と称するともがら、おほく因果を撥無せり。なによりてか因果を撥無せりとする。いはゆる不落と不昧と、一等にしてことならずともおもへり。これによりて、因果を撥無せりとするなり。（上・六七六〜七）

これに対応する第五一〇上堂の内容を以下に示す。

上堂。云く。学道の人、因果を撥無することを得ることなかれ。因果もし撥えば、修証終に乖く。：（中略）：もし不落因果と道わば、必ずこれ撥無因果、もし不昧因果と道わば、未だ他の隣珍を数うることを免れず。（巻四・九一）

さらに、両者の類似点を明確にするために、「大修行」の巻の「不落」と「不昧」に関する解釈を示しておくことにする。

大修行を摸得するに、これ大因果なり。この因果、かならず円因満果なるがゆへに、いまだかつて落不落の論あらず、昧不昧の道あらず。不落因果もしあやまりならば、不昧因果もあやまりなるべし。将錯就錯すといへども、墮野狐身あり、脱野狐身あり。不落因果たとひ迦葉仏時にはあやまりなりとも、釈迦仏時はあやまりにあらざる道理もあり。不昧因果たとひ現在釈迦仏のときは脱野狐身すとも、迦葉仏時しかあらざる道理も現成すべきなり。（上・五四五）

以上列举した三例を比較すれば、前二者の内容的類同性は

極めてはっきりとする。これにより、まず「深信因果」の巻と、禪師最晩年の上堂との関連が指摘できる。しかしこの巻に関しては、早計にこれを以て、成立時期に直結させることはできないのである。

それは、禪師が鎌倉より帰山した翌日、宝治二年三月十四日に行なわれた、巻三・第二五一永平寺帰山上堂の内容による。禪師はその上堂において、自身の鎌倉下向という行為に対する大衆の疑問を想定して次のように述べているのである。

この一段の事、あるいは人あって疑著す。幾許の山川を涉りて俗弟子のために説法する、俗を重んじ、僧を軽んずるに似たりと。また疑う、未だ曾て説かざる底法、未だ曾て聞かざる底法ありやと。然れども都て未だ曾て説かざる底法、未だ曾て聞かざる底法なし。ただ他のために、修善のものは昇り、造悪のものは墮つ、修因感果、埒を抛って玉を引くと、説くのみ。

(巻三・一六七～九)

傍線部に明らかなように、この上堂においては「深信因果」の巻に示される因果観が、以前から説いてきたこと、として示されているのである。

先に触れたように、『永平広録』等で扱われる「百丈野狐」の話は、「因果歴然」として捉えうるものであり、この表現をもって、直接「深信因果」の巻の存在を想定し難い一面も

十二巻本『正法眼蔵』本文の成立時期について(石井)

ある。しかし、そこに「大修行」の巻の存在を加味するとすれば、少なくとも寛元元年(一二四三)三月九日の時点においては、その解釈と相違する内容の『正法眼蔵』の一卷が示衆されていたことになるのであって、その点で、この寛元元年の示衆以降に、「深信因果」の巻が、たとえそれが原形のみであったとしても成立していた可能性が極めて濃厚であると考えられるのである。

即ち、この巻は、「大修行」の示衆された寛元元年三月九日以降、禪師が鎌倉へ旅立つ宝治元年(一二四七)八月三日までの間に成立したものと推測できるのである。

そのように考えたときの、第五一〇上堂の位置づけであるが、この上堂は、その他の巻において用いた長文の上堂と違い、「百丈野狐」の話に対し、「或云」としてその邪解を二例示しつつ、簡潔にその指針を呈示するものであつて、その意味からすれば、既に成立していた「深信因果」の巻を踏まえつつ、その再確認を行なったものと解釈できるのではないであらうか。

#### ⑧三時業

この巻は、洞雲寺本に収録される本文と、永光寺十二巻本とでは、その内容に大きな差異が存在する。これは前者が、後者の草案本であるとされているが、<sup>(22)</sup>建長五年三月九日の懐



并の書写を記す奥書は、洞雲寺本にのみ存在するのであつて、なにゆえ懷井が書写に当たつて、草案本を選択したのか等、極めて多くの問題をはらんでいるといえる。

今ここでは、洞雲寺本の成立時期の設定および、その懷井による書写の理由付けは行ないえなかつた。しかし、その永光寺本への修訂時期については、おおよその推測が可能であり、以下はそれについて考察してゆくこととしたい。

この修訂時期と深く関連してくると思われるのが、次に示す上堂である。

○『永平広録』卷六・第四三七上堂（建長三年六月）

上堂。それ仏法を学ぶ漢、用心身儀、太だ容易たやすからず。凡夫・外道、俱に坐禪を営む。然れども凡夫・外道の坐禪は、仏仏祖祖の坐禪に同じからず。然る所以は、外道の坐禪は邪見・著味・憍慢ある故なり。もしその解会、外道に同じければ、身心苦勞すといえども終に益なし。況や逆人・闍提等に同じくば、あに仏法の身心あらんや。世尊、一時羅闍城耆闍崛山中に在まして、大比丘衆五百人と俱なり。爾の時提婆達兜、衆僧を壊亂し、如来の足を壊り、阿闍世をして父王を取つて殺さしめ、また羅漢・比丘尼を殺し、大衆の中にあつてこの説を作す。「何れのところにも悪ありや、悪は何くより生ずるや、誰かこの悪を作して当にその報を受くべき、我またこの悪を作してその報を受けじ」と。…（中略）…世尊また諸の比丘に告げたまう、「提婆達兜は五逆の悪を起し、身壞して命終つて、摩訶阿

鼻城獄の中に生ず」と。これをもつて当に知るべし、邪見なからんと要せば、道うことなけれおも謂うことなけれ、善惡の報応なし、何れのところにも悪ありや、悪は何くより生ずるや、誰かこの悪を作して当にその報を受くべきと。もし恚麼道わば、則ち邪見なり、必ず仏法の身心を断絶せしむるなり。もし仏法の身心を断絶せば、仏祖の坐禪弃道を得ざるなり。（卷四・二七〜九）

この上堂は、仏祖の坐禪と、凡夫・外道のそれとの相違を述べるものであるが、そこにおいて、『増一阿含經』卷五（大正一・五六七b〜c）より、逆罪を犯した提婆達兜の例を引いて、邪見の具体例が示されている。

そしてこの提婆達兜の犯した三逆（傍線部）が、そのまま「三時業」の巻の、順次生受業の五無間業の解説に示されているのである。これは、洞雲寺本・永光寺本に共通している。

しかし、その中でも、細かな表現について考察すれば、永光寺本において付加された部立に、明らかにこの上堂における引用を意識した部分の存在することが指摘できるのである。それを以下に示してみる。

永光寺本「三時業」

提婆達多、比丘として三無間業をつくれり、いはゆる、破僧・出血・殺阿羅漢なり。あるいは提婆達兜といふ、此翻天熱。その破僧といふは、將五百新学愚蒙比丘吉伽耶山、作五邪法、

而破<sub>レ</sub>法輪僧。身子厭<sub>レ</sub>之眠熟、目連擊<sub>レ</sub>衆將<sub>レ</sub>還。提婆達多眠起發<sub>レ</sub>誓、誓<sub>レ</sub>報<sub>レ</sub>此恩、棒<sub>レ</sub>縱三十肘、広十五肘石、擲<sub>レ</sub>仏。山神以<sub>レ</sub>手遮<sub>レ</sub>石、小石迸傷<sub>レ</sub>仏足、血出。

もしこの説によらば、破僧さき、出血のちなり。もし余説によらば、破僧・出血の先後、いまだあきらめず。また拳をもて、蓮華色比丘尼をうちころす。この比丘尼は阿羅漢なり。これを三無間業をつくれりといふなり。(上・六八五〜六)

※この引用文中における、洞雲寺本との共通部分は、冒頭の「提婆達多、比丘として三無間業をつくれり」と、末尾の「また、拳をもて」以下の波線部のみである。

まず、傍線部 a の、漢訳の相違に関する記述であるが、これは明らかに、第四三七上堂に引かれる『増一阿含経』の表記と一致している。

次に傍線部 b の、三逆を犯した順序の問題であるが、第四三七上堂の引用では、それはすべて「爾の時」という一言で一括されており、その先後関係ははっきりしていない。従って、ここでいう「余説」が、この上堂を指している可能性が高いのである。因みに、その順序を明確に示すとされるこの引用文は、永光寺本にて新たに付加されたものであって、その意味からも、この一節の修訂が、先の上堂を意識しつつ、その欠を補う形で行なわれたものと推測できるのである。

以上の点から、まず永光寺十二卷本「三時業」の巻の本文は、建長三年六月以降の修訂になるものと推測できよう。

では、それはいったいいつごろまでに完了したのであろうか。これに関しては、次の二例の上堂によつて推測することが可能となる。

○卷六・第四八五上堂(建長四年二月上旬)

上堂。云く。それ仏祖の児孫、必定して仏祖の大道を単伝す。我が仏如来言く、「仮令い百劫を経るとも、所作の業亡ぜず、因縁会い遇う時、果報還つて自ら受く」と。…(『景德伝燈録』卷二よりの「鳩摩羅多三時業」の引用省略)：仏祖の道はかくのごとし。仏祖の児孫、直須骨に刻み肌銘すべきのみ。外道六師の中の第一富蘭那迦葉、諸弟子のためにかくのごときの言を説く、「黒業のあることなく、黒業の報いなし。白業のあることなく、白業の報いなし。黒白業なく、黒白業の報いなし。上業及以下業あることなし」と。第六尼乾陀若提子、諸弟子のためにかくのごときの言を説く、「悪なく善なく、父なく母なく、今世なく後世なく、阿羅漢なく修道なし。一切衆生、八万劫を経て、生死の輪において自然に得脱す。有罪無罪、悉くまたかくのごとし」と。明らかに知りぬ、仏祖の所説と外道の邪見と、終に同ずべからず。謂く、業報に三種あり、一には現在受業、二には生受業、三には後受業、この三種の業、影と響の相隨うがごとく、鏡をもって像を鑄るに似たり。(卷四・六七)

○卷七・第五一七上堂(建長四年八月)

上堂。記得す。西天第二十祖闍夜多大士、鳩摩羅多尊者に問う：(引用文省略)：或し人、永平に如何ならんかこれ現報と問わば、祇だ他に対えて道うべし、現報というは乃ち蕎麦なり。

或し如何ならんかこれ生報と問うことあらば、祇だ他に対えて道うべし、生報というは乃ち大麥なり。或し人あつて如何ならんかこれ後報と問わば、祇だ他に対えて道うべし、後報というは乃ち好堅樹なり。（巻四・九七〜九）

以上の二上堂は、どちらも「三時業」の巻冒頭の、「鳩摩羅多三時業」の話を引きくものである。これらは、末尾に見えるように、公案拈提に関するかぎり、単に三時の「業」の區別を述べるにとどまっております、なんら具体的解説がなされていない。それは、特に第五一七上堂に顯著であり、その果の熟する時期を象徴的に述べるのみで、そのままでは実に理解しにくいものと言える。<sup>(23)</sup>従つて、これらの上堂を行なうに当たつて、同じ題材について詳細に論じた、「三時業」の巻の存在が多分に意識されていたことは明白であつて、その点で、これらの上堂の行なわれた建長四年の春には、「三時業」の巻が、ほぼ完成されていたことが推測されるのである。

さて最後に、若干蛇足とは思われるが、この巻と『知事清規』との関連を指摘しておくことにする。これは単なる書式の問題であるが、両者の構成が極めて類似しているのである。すなわちそれは、『知事清規』では六知事の、「三時業」の巻では三時の業の解説が、それぞれ具体的な小見出しを以て示され、その後引用文、解説という順序で構成されているのである。これを以て、「三時業」の草案の撰述開始に比

定することは不可能であるが、以外に興味深い一致といえるのではないであろうか。

#### ⑨ 四馬

この巻は、単独でその成立年代を推定しうる上堂は存在しなかった。また、十二卷本のその他の巻との間にも、他の諸巻ほどの相関関係を見出しえない。ただし、この巻にも「ほとけのつかひとして祖師なる」（上・七〇一）と、先に「發菩提心」の巻の項にて引用した、第四四六上堂における仏・菩薩の定義に該当する表現が存在する。

この巻の十二卷本の中における位置づけの問題については、稿を改めて論じてみることにしたい。

#### ⑩ 四禪比丘

この「四禪比丘」の巻については、「出家功德」の項においても触れたように、建長二年の秋に行なわれた、巻四・第三八一および三八三上堂と極めて密接な関連を有している。

これらの上堂については、既に触れたことがあるので詳説<sup>(24)</sup>は避けるが、前者は舍利弗と福增長者との因縁を以て、如何なる智慧を以てしても、それが仏に及ばないことを述べるものであり、後者は、その前者において提起された邪見を、具体的に三教一致説と『首楞嚴經』・『円覚經』依用の二例に

限定して、それを批判するものなのである。

即ち、この二上堂を合揉したものが、「四禅比丘」巻の内容の大半を占めているのである。しかしここで注意しなければならぬのは、これ四禅比丘の犯した三つの過ちのうち、第三のみにしか当たらないということである。

そしてさらにそれは、「四果の聖者なりとも、いかでか如来におよばん」(上・七〇七)と、それが舍利弗に代表されるように、いかなる智慧を以て高い境涯を得たとしても、それが如来に及ばないこととして再定義されつつ、それと同等の外道見としての三教一致批判へと発展してゆくのであるが、これは寛元元年に示衆された「諸法実相」・「仏経」<sup>(25)</sup>両巻においても触れられているのである。その意味からすれば、これは禅師に一貫して説かれ続けたものと言えるのであるが、それゆえに、かえって三教一致批判のみでは、この巻独自の内容とは言えないことにもなる。

ここで、浮上してくるのが、四禅比丘の犯した第一・第二の過ちである。その第一は、独居ゆえの増上慢であり、第二は正師に見えざるによる無聞の科なのであるが、これは実際には「四禅比丘」の巻においても、詳説されているとは言い難い。しかし、あたかもその欠を補うかのような説示が、『永平広録』に存在するのである。以下にその内容を示してみる。

○『永平広録』巻六・四三八上堂(建長三年六月〜七月上旬)

上堂。云く。古来仏法を学ぶ人、あるいは草庵に独居し、あるいは精舎に共行す。独居の輩は鬼魅魍魎に侵さるること多く、共行の人は天魔波旬に嬖なやせらるること少なし。未だ仏道の通塞を明らめずして、空しく至愚の独居を守る、あに錯りにあらざんや。今常に叢林の長連牀上にあつて昼夜に弁道する、魔子嬖すことを得ず、鬼魅侵すことを得ず。誠にこれ善知識なり、また則ち勝友なり。(巻四・二九)

この上堂は、鬼魅魍魎・天魔波旬に侵され悩まされ易いものとして、独居を退け、精舎における共行を勧めるものであり、先の四禅比丘の犯した過ちをそのまま受けたものと考えられる。

「四禅比丘」の巻においては、それが如来の在世中のこととして語られていたために、その解決策は、仏よりの直接の聞法という形で示されていた。しかし如来滅後の道元禅師の在世にあつては、それはまったく成立しえない論理である。それがこの上堂においては、具体的な仏道修行の在り方を意識しつつ、「善知識」「勝友」との共行として意義付けられたものと考えられるのではないであろうか。

以上のように考えると、この上堂は、「四禅比丘」の巻の成立後に、その内容を補う形で行なわれたものとも解釈できるとすれば、この巻は、第三八三上堂の後、建長二年秋頃

に撰述が開始され、第四三八上堂の行なわれた建長三年の秋に成立していたと推測できるのである。

### ⑪ 一百八法明門

この巻は、禪師の具体的拈提がほとんど存在せず、十二巻本以外での類似する引用文も見出だしえなかった。従ってその成立についても、全く限定しえないのであるが、唯一この巻全体をを構成する『仏本行集経』巻六「上託兜率品」よりの引用が、「発菩提心」の巻に存在する、という点でその巻よりの発展増補としてこれを捉えておくことにしたい。

### ⑫ 八大人覚

この巻は、「出家功德」の巻の項でも考察したように、『永平広録』巻六・第四三〇上堂の行なわれた建長三年四月下旬から五月中頃にかけて構想の存在したことが推測できるが、最終的に成立したのは、奥書に示されるように、建長五年正月六日と考えて問題ないであろう。

### むすび

以上、かなり不確定な推測を重ねつつ、十二巻本『正法眼蔵』諸巻の個々の成立年代を推定してみたのであるが、実際にそれはあまり絞り込むことができなかったといえる。

しかし、そこにあって一応のまとめを試みれば、まず、その多くが建長二年から、翌三年にかけて、かなり短い期間に集中して撰述されたものであることが分かる。これは従来より推測されていたものである。しかし、その中において、「供養諸仏」や「深信因果」のように、それ以前に撰述された可能性を指摘できる巻も存在したのである。そしてその最も早いものが、寛元四年の六月、即ち大仏寺が永平寺と改称された直後頃と設定できるのである。「三時業」の草案本もこれに含まれる可能性もある。

これが何を意味するかと言えば、まず十二巻本『正法眼蔵』が柴田道賢氏の言われるように、撰述と編集とが同時進行したものと捉えることが不可能となる、ということである。

しかるに、「出家功德」の項にて述べたように、十二巻本の冒頭に位置する「出家功德」の巻の成立時に、既に末尾の「八大人覚」の内容構想が存在していた可能性をも指摘できるのである。これから見れば、十二巻本は、撰述と同時にその構成が定められていたかのように見えるのである。

この両者をどのように解釈するか、であるが、ここに一つの試論として、十二巻本の内容を、建長二年以降に成立した可能性の高いものと、それ以外のものとに二分して考えてみることにしたい。

十二巻本をそのように捉えると、建長二年以降分については、それを「八大人覚」に至る、ある程度一貫した体系化構想の下に撰述されたものと考えることが可能と思われる。ここにそれ以前の撰述の巻をどのように位置づけるかであるが、これについては、撰述された時点とは違った意識の下に、建長二年以降分の中に組み込まれて行ったものとは考えられないであろうか。

これについては、稿を改めて論じる所存であるが、ここに一つその可能性を示しておくことにする。それは、本論中においても再三使用した、『永平広録』巻六・第四三〇上堂である。これは十二巻本諸巻と複合的に関連しているものである。それを列挙すれば、「出家功德」「発菩提心」「供養諸仏」「四禅比丘」「八大人覚」の五巻である。そしてここで注目すべきは、この中に寛元四年に成立した可能性の高い「供養諸仏」の巻が含まれていることである。このように成立時期と無関係に十二巻本の複数の巻と関連してくる上堂は、この他に、第四四六上堂（仏菩薩の区分）が挙げられる。これらはいずれも建長三年に行なわれたものなのであるが、これが、十二巻本の体系化がこの時期に具体化し、それ以前に撰述された巻々を含めて再編された、その基本姿勢を示したものであるのではないかと推測されるのである。

今回は、主に十二巻本以外の著述との関連を中心に論じて

きたのであるが、このことから、その編集過程を考察するとすれば、それは十二巻本内の個々の巻の相関関係を無視して論じることが不可能と思われる。これについては、今後の課題としたい。

#### 註

(1) 十二巻のうち、「受戒」・「三時業」・「一百八法明門」の三巻を除いた、残りの九巻にこの年時を記す書写奥書を見出せる。また、懷井により「草案」であるとされるものは、「袈裟功德」・「発菩提心」・「帰依仏法僧宝」・「深信因果」・「四馬」・「四禅比丘」・「八大人覚」の七巻である。ただしここで注意しなければならないのは、この書写が、「十二巻本」という独自の体系をどこまで意識して行なわれたものであるかがはっきりと定められないことである。すなわち、これらの識語は、そのすべてが一系統の写本に存在するものではなく、洞雲寺本・瑠璃光寺本・秘密本等に散在するものであつて、これをそのまま十二巻本に直結させるには若干疑問を呈せざるをえない。

(2) 洞雲寺本「三時業」の巻は、建長五年三月九日の書写奥書を持つ。ただし、この「三時業」の巻の本文は、永光寺本のそれと大きく異なっていることが指摘されており、この草稿の書写が如何なる理由で行なわれたのかについては問題を残そう。

(3) 河村孝道博士は、『正法眼蔵の成立史的研究』第三章第一

節において、奥書に見える「示衆」の語を「撰述」によって広く「人天大衆」に示すこと（五五〇頁）の意とされ、本文に示した「八大人覚」の巻の「書于永平寺」という表現も含めて、「書」「記」「示衆」等の表記の相違は、草案や再治過程といった形態の違いであり、すべて「示衆」として統括されるものとされている。その意味からすれば、十二巻本『正法眼蔵』の奥書に「示衆」の語が見出だせないことの意味づけも可能となる。しかし、それによつて道元禅師の著作のすべてが、一様にまったく同じ条件の下に、聴取者（あるいは読者）を一般化した形で行なわれたとすることにも無理があるのではないだろうか。

（4）水野弥穂子氏「伝衣から袈裟功德へ」（『宗学研究』第三一号、一九八九年三月）。水野氏のこの論考は、後に「袈裟功德」の巻に関する考察部分にて、再び触れることになる。

（5）『秘密正法眼蔵』には、実際は「出家」の表題を有する巻は存在しない。この識語は「正法眼蔵第十 四禅比丘」とある本文の末尾に付されたものなのである。ただ、この部分には内容的に大きな脱落が存在し、冒頭の引用部のみが「四禅比丘」のものであり、それ以降は「出家」の巻の本文となっている。よつてこの識語は、書写原本においては「出家」の巻に付されていたはずのものと考えて問題ないであろう。

（6）前註参照。また秘密本の性格について、水野弥穂子氏は「秘密正法眼蔵の検討」（『宗学研究』第二八号、一九八六年三月）において、これを懷井が、自分の手元に道元禅師の草案の形態を尊重した形の『正法眼蔵』をまとめておこうとさ

れ、その中から六十巻本の編集に際して必要な巻を取り去つた残りが、現存する二十八巻本であったと推測されている。

（7）この他、この上堂と、「出家功德」の巻の具体的内容を対比し、『正法眼蔵』と『永平広録』との深い関連性を指摘するものに、水野弥穂子氏「道元和尚広録と正法眼蔵」②（『傘松』第三七一号、一九七四年。『道元禅師と曹洞宗』一九八五年、吉川弘文館再録）がある。

（8）柴田氏は同論において、十二巻本に関しては、執筆前から一つのまとまった構想が存在し、それゆえ撰述と編集とが同時に進行していたとされる。しかるに、以下に見るように、本文の成立年次の先後関係は、十二巻本の巻次とは必ずしも一致しないと思われ、この解釈には一考を要するものと思われる。これについては後に触れる。

なお、石井修道博士も、「最後の道元」（『十二巻本『正法眼蔵』の諸問題』掲載予定）と題した論考において、大蔵経奉納との関連は否定的に捉えつつも、その他の多くの『永平広録』上堂との関連を指摘され、柴田氏とほぼ同じように、「名越白衣舎示誡」の存在を重く見、十二巻本の撰述が、鎌倉行化の失敗を通して具体化したものとされている。本論に使用する上堂は、多く石井博士のこの論考を参考にさせていたものだものである。ただし筆者は、十二巻本の撰述契機を、鎌倉行化に置くことは、年代的な開きの点で疑問視している。

（9）以下、『永平広録』の上堂語の引用は、『正法眼蔵』との内容対比の便を考え、鏡島元隆博士校訂・註釈『道元禅師全

集』(一九八八年、春秋社刊)巻三・巻四の訓読文を、また『正法眼蔵』よりの引用は、大久保道舟博士編『道元禪師全集』上(一九六九年、筑摩書房刊。一九八九年、臨川書店復刻)をそれぞれ使用し、書名を省略、巻数および頁数のみを記す。

(10)この説とは別に、鏡島博士は、『永平広録』巻五・第三六六上堂を、その内容から、大藏経が永平寺に到着した際に行なわれたものと見、それが、建長二年の涅槃会の前に、既に寄進されていたとされる。この説に従えば、「出家功德」の巻の成立は若干早まることになる。『道元禪師全集』巻三・二三四頁脚註参照。

(11)ただし、筆者は、この上堂は結論部分においては、「出家功德」の巻よりも、「四禪比丘」の巻と、より密接な関連性を有していると考えている。これについては「四禪比丘」の巻の項にて再び触れる。また、詳細は前掲した拙論「道元撰新草十二巻本『正法眼蔵』の性格について——『永平広録』上堂を手掛かりとして——」(『松ヶ岡文庫研究年報』第五号、一九九一年三月)を参照されたい。

(12)「宿殖般若の種子に酬いて、南州に生まれ、仏法に値う。明らかに知る、身の障りなく、法の縁あることを」(巻三・二五三)とある。この上堂については「四禪比丘」の項にて再考する。

(13)『広燈録』巻七および『普燈録』巻一の六祖伝によれば、六祖の得道は、黄梅山の五祖弘忍の下で行者をしていた時のことであり、出家受具は、その後、南海の法性寺に逃れてか

十二巻本『正法眼蔵』本文の成立時期について(石井)

らであった。

(14)鏡島本『道元禪師全集』巻四・一六頁脚註参照。

(15)「洗面」巻は、洞雲寺本と乾坤院本では内容が大きく相違する。そして前者の奥書は、延応元年(一二三九)十月二十三日の興聖寺における示衆と、寛元元年(一二四三)十月二十日の吉峰寺における重示衆の、二度の示衆を示すのみであるのに対し、後者はそれに加えて、建長二年(一二五〇)一月十一日に、永平寺において三度目の示衆の行なわれたことを記す奥書が存在するのである。なお、具体的な内容については、拙論「乾坤院本「洗面」と洞雲寺本「洗面」について」(一)(二)(『駒沢大学仏教学部研究紀要』第四八・九号、一九九〇(一年)を参照されたい。

(16)前註拙論参照。

(17)洞雲寺本に「建長卯夏安居日令義演書記書写畢 同七月初五日一校了以御草案為本」(『永平正法眼蔵蒐書大成』巻六・四〇九頁上段)とある。

(18)杉尾玄有氏は、「七十五巻本正法眼蔵の基本的考察」(『道元禪の思想的研究』所収。一九七三年、春秋社刊)において、これを同日示衆としたうえで、説示対象の相違の上から両者の関係を捉えられている。その御意見をそのまま肯うことはできないが、筆者もこれを別時に、別の目的意識の下に撰述されたものではないかと推測している。

(19)因みに、七十五巻本で「即心是仏」の直前、即ち第四に配列される「身心学道」の巻(仁治三年九月九日示衆、同四年二月二日書写)では、「心をもて学するとは、あらゆる諸心



十二卷本『正法眼蔵』本文の成立時期について（石井）

二六〇

をもて学するなり。その諸心というは、質多心・汗栗駄心・矣栗駄心等也」とあって、「発菩提心」の内容とは明らかに矛盾する。

(20) 石川力山氏は、「道元の『女身不成仏論』について——十二卷本『正法眼蔵』の性格をめぐる覚え書き——」（『駒沢大学禅研究所年報』創刊号、一九九〇年三月）および、「道元禅と浄土教思想——十二卷本『正法眼蔵』の性格をめぐる覚書（続）——」（駒沢大学仏教学会、平成三年度第二回定例研究会口頭発表。一九九一年六月二十四日開催）において、来世を強く意識した十二卷本の内容的特徴から、それと浄土思想との関連を強く指摘されている。ここで示される「発願」も、引用文の内容から見れば、明らかに来世におけるその成就を述べたものなのであって、そのような来世を強く意識した表現が、この時既に、禅師において存在したものと考えられる。

(21) 筆者は、十二卷本がかなり限定された目的意識の下に、内容を限定しつつ撰述編集されたのではないかと推測している。これは『永平広録』との関連で導き出されたものであるが、それがこの事実をもって、旧草との関係へも拡大される可能性もある。

(22) 河村孝道博士著『正法眼蔵』の成立史的研究』第二章「『正法眼蔵』親輯試論」五三五～七頁参照。またこの両写本の異同について考察したものに、木村（現姓安本）岱隆氏「六十卷本「三時業」と十二卷本「三時業」の説示差異について」（『宗学研究』第三二号、一九九〇年三月）がある。

(23) 石井修道博士は、前掲論文において、第四八五上堂における外道六師のうちの二師の例示を、鎌倉行化中の「名越白衣舎示誠」にて省略された、六師の邪見の一部を補ったものであり、先の第二五一上堂で説いた、鎌倉での説示内容が深化したものと見方をされる。確かに、これらが内容的に極めて深く関連していることは明らかであるが、「名越白衣舎示誠」は、史料的に問題が残されており、今はこれを視野からはずして考察することとしたい。

(24) 前出『松ヶ岡文庫研究年報』第五号所収拙論。

(25) この両巻は、どちらも禅師生前の書写奥書は存在しない。